

くらしのかわら版

第 10 号

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

2015.2

編集／発行

市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

金銭教育で“生きる力”を養う

買い物に行くと
おねだりされる!!

おついかいはいっから
あげたらいいの??

お金の出入りが
目に見えにくい!

子どものお金の
大切さを伝える??

お金の使い方の
ルールを決める!!



平成26年11月26日(火),生涯学習センターで,くらしの講座「子どもに伝えたいお・か・ねの話」(講師「子供のお金教育を考える会」代表あんびるえつこ氏)が開催されました。

講義では,お金の出入りが目に見えにくい環境にある今だからこそ,「お金」が将来子どもにとって幸せになるためのものとなるように,「お金の使い方」を家庭でしっかり教えていくことが必要であると話がありました。

推進員の感想

使えるお金には限りがあります。そのお金をどう使うか,お金の使い方について親子で話し合っ「家庭のルール」を決めていくことが大事だと思いました。

「必要なもの(ニーズ)」と「欲しいもの(ウォンツ)」を分けて考えることについては,自分の生活にも大いに役立つお話でした。

いっしょに学ぼうよ！未来へつながる暮らし方

ひたちなか生活学校

「もったいないと断捨離で、心豊かな暮らしをしよう」



- ・学校の活動紹介
- ・食品ロス低減法の紹介
- ・牛乳パックで紙すき体験
- ・紙芝居「紙パックのできるまで」

いばらきコープ北西ブロック委員会

「オリジナルカード作り」



- ・オリジナルカード作り
- ・環境パネル展示
- ・環境クイズ

生活クラブ生協茨城・ひたちなか

「安くて万能 せっけんライフ」



- ・4コママンガによるせっけん紹介
- ・子どもも楽しめるコネコネせっけんの実演
- ・ブラックライトで蛍光増白剤確認
- ・せっけんクイズ

那珂川水系水質保全協議会

「那珂川の清流を守ろう」



- ・那珂川の風景・説明パネル展示
- ・環境クイズ
- ・お絵かきエコバッグ

ひたちなか市歯科医師会

「チェック!! 体の健康, 歯が命」



- ・位相差顕微鏡による口腔内細菌チェック
- ・ガムによる咬合力チェック
- ・石こう指模型の作成
- ・歯の健康相談

(一財) 関東電気保安協会

「電気安全出張相談所」



- ・漏電ブレーカー等の説明
- ・電気安全・省エネアンケート
- ・マジックプレートの製作

廃棄物対策課

「限りある資源を大切に」

- ・リサイクル用品の展示・販売
- ・小型家電リサイクルの啓発
- ・廃棄物減量啓発物の配付
- ・廃棄物に関するクイズ



健康推進課

「動物愛護パネル展」



- ・県動物指導センターに収容された犬猫の写真展

消費生活啓発推進員

「すてきに再利用～フォトフレームづくり～」



- ・再利用の小物づくり
- ・推進員の活動紹介

消費生活センター

「いっしょに学ぼうよ！未来へつながる暮らし方」



- ・消費者被害防止啓発パネル展示・チラシ配付
- ・消費生活クイズ

- ・食の安全と健康問題の展示・クイズ
- ・環境 (NO2, 放射能) 測定マップ展示
- ・環境にやさしい石けん, 安全な化粧品の展示

新日本婦人の会ひたちなか支部

「食と健康～遺伝子組み換え食品を考えよう～」



ひたちなか市女性会

「親子で楽しむ小物づくり」



- ・ペーパーナプキンで作るバレリーナ
- ・包装紙で作ろう花ブローチ
- ・ミニタオルで動物づくり
- ・どんぐりの飾り物

ひたちなか市の環境を良くする会・環境保全課

「環境四季時計『秋祭り』～きみの1歩で世界がまわる～」



- ・会のPR・活動紹介パネル展示
- ・再生可能エネルギー体験
- ・竹のおもちゃ体験コーナー

還付金詐欺注意報発令!

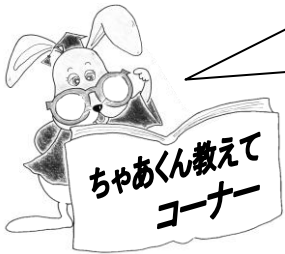


払い過ぎた医療費 戻しますよ!



市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費などの還付金の手続きのためとスーパーマーケットやコンビニエンスストアのATMに誘導させ、お金を振り込ませる「還付金詐欺」の相談が多く寄せられています。特にATMの操作に不慣れな高齢者を狙って、「期限が今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。

公的機関の職員が還付金受取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。また、一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難なので注意してください。不審に感じたら、消費生活センターにご相談ください。



今年高校を卒業し4月から新生活が始まるヒタチくんとナカさんは、これから始まる新生活について話しています。2人の会話を見て、新生活で気をつけなければいけないことを見てみましょう。



ヒタチくん ナカさん



4月から東京で一人暮らしをするから、今アパートを探してるんだ。仲介業者のホームページをいくつか見ていると、**敷金・礼金・原状回復**ということばがよく出てくるけど知ってる？

知ってる！**敷金**は借主が賃料を滞納したり、不注意などで物件を損傷・破損などをしたりした場合、修復費用などを担保するために貸主に預け入れしたもののことを言うのよ。保証金とも言うわ。**礼金**は戦後、焼け野原になって住宅が不足した時代に大家さんにお礼として渡していたものが始まりと言われてるわ。東京を中心に広がった慣習みたいよ。



詳しいね！最近では敷金や礼金を取らない賃貸物件もあるよね。その代わりに、入退居時の部屋のクリーニング代や鍵の交換代などかかる場合があるみたいだよ。

部屋のクリーニング代も関係するけど、**原状回復**は借主が居住したことによる物件の価値の減少のうち、借主の不注意や手入れ不足、通常の使用方法を超える使い方での損耗・毀損したものを復旧することなんだよね。例えば、床に落ちない汚れが付いてしまったり、設備を壊してしまったりした場合、借主が原状回復をしなければいけないんだ。

そうね。それから、日照によるクロスの変色など自然に傷んだものや家具の設置跡など通常の使用により傷んだものは、貸主の負担となっているわ。原状回復については、国土交通省が「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」で公表しているから、見てみるといいわ！
退去時には、貸主借主関係者等が立ち会って部屋の現状を確認することが大事よ。



それは知らなかったよ！あとで確認してみるよ。

あと、インターネットで物件を探しているみたいだけど、ネットの情報だけでなく実際に物件を見たほうがいいわよ。借りる部屋や建物の状態を見るだけでなく、周辺環境や利便施設、最寄り駅までの時間も、自分の目と足で確認することがトラブル回避につながるわよ！



いろいろ分かったから、早速うちに帰って調べてみるよ。これで新生活はバッチリだ！

※ 原状回復についてはケースによって様々です。

困ったとき、不安なとき、お気軽に消費生活センターにご連絡ください！！



オリジナルキャラクター
ちゃあくん

ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111（内線 3233）

FAX：029-276-3081

ひたちなか市東石川 2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎 2階
相談時間 午前 9:30~12:00 午後 1:00~4:30

※ 土日、祝日、年末年始はお休みです。